

令和5年度田布施町当初予算編成方針

■国と地方財政の状況等

経済財政運営と改革の基本方針（2022）【骨太の方針】で、国は、我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少、少子高齢化、潜在的成長率の低迷、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている中、その社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として位置づけ、官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を中長期的に行い、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動する事が求められるとしています。

新しい資本主義に向けた改革においては、重点的に投資する分野として、人（賃上げ等）、グリーントランスフォーメーション<GX>（脱炭素の推進等）、デジタルトランスフォーメーション<DX>（マイナンバーカードの普及等）などを掲げるとともに、社会課題の解決に向け、包摂社会の実現（少子化対策等）、多極化・地域活性化の推進（デジタル田園都市構想等）などに取り組むとしています。

また、内外の環境変化の対応として、エネルギー安全保障の強化（脱炭素効果の高い電源の利用等）、食料安全保障の強化と農林水産業の持続的な成長の推進（スマート農林水産業の実装等）といった国際環境の変化に対応し、防災・減災、国土強靱化の推進、国民生活の安全・安心のためのサーバーセキュリティ対策等を着実に進めるとしています。

中長期の経済財政運営においては、国と地方の関係について、国・地方間、自治体間の役割分担等の在り方を明確化する検討を進め、法令上新たな計画策定の義務付け、枠付けを定める場合には必要最小限にするとしています。また、新型コロナウイルス感染症の収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとしています。

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとされています。しかし、感染症の状況や経済情勢の変化等によって、令和5年度の地方財政対策は大きな影響を受けることが予想され、予断を許さない状況といえます。

■本町の財政状況等

令和3年度は、地方交付税の増額交付や投資的経費が令和2年度に比べ減少したことなどから、令和3年度末と令和2年度末とを比較すると、財政基金残高は約2億5千万円増加し、町債残高は約3億9千万円減少しました。また、各種財政指標（経常収支比率（R3：87.5%）、実質公債費比率（同：10.5%）、将来負担比率（同：26.1%）など）も改善し、財政健全化に向け着実に前進しました。

しかし、中期財政見通しでは、今後、公共施設等の老朽化対策等に伴う投資的経費や社会保障費の増加などが見込まれ、基金残高の大幅な減少が懸念されるなど、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しいといえます。

令和5年度においては、町道踏切拡幅事業や町営住宅整備事業などの建設事業を予定しており、また、エネルギー価格の高騰による経費の増加が見込まれるなど、収支見込みでは約2億2千万円の財源不足となっています。

国の動向等を注視して財源確保を図り、経常経費の増加を抑制するなど、持続可能な行財政運営の確立に向け取り組む必要があります。

■予算編成の基本方針

「第6次総合計画実施計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って予算を編成します。また、次の視点を踏まえるものとします。

（1）ウイズコロナ・アフターコロナに向けた取組

感染症対策を引き続き徹底すると共に、「新しい生活様式」が日常生活に定着したことを踏まえ、従来実施してきた様々な事業について、再度検証と見直しを行います。

（2）エネルギー価格・物価高騰への対応

エネルギー価格・物価高騰による影響に対して適切に対応します。

（3）歳出全般について、ワイズスペンディングの実行

E B P MやP D C Aの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を行います。

■ 予算要求基準

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）を限度額とします。その他の経費については所要見込額とします。

◎ 基本的な考え方

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、原則として、事業ごとに前年度予算額を上回らないように要求すること。

ただし、エネルギー価格・物価の高騰の影響により、やむを得ない場合はこの限りではないが、抑制措置や代替措置等について十分検討すること。

○ 経常的経費（人件費、扶助費を除く。）について

- ・ 維持修繕費や施設管理費、その他一般事業費で経常的経費を対象とする。
- ・ 人件費については、会計年度任用職員や委員報酬等は対象とする。
- ・ 負担金のみで増加が決定しているなど、やむを得ない場合はこの限りではないが、その分、他の事業で削減できないか検討すること。
- ・ 経常的経費と臨時的経費が混在している事業の場合は、臨時的経費を除いた額を基準とすること。
- ・ 前年度要求額を上回らないからと、安易に前年度予算額を要求しないこと（内容をよく精査し、削減できるものは削減すること。）
- ・ 令和4年度予算での駆け込み執行はしないこと（決められた執行のみ）。
- ・ 対象経費の令和5年度増額補正は、原則認めない。

○ その他の経費について

- ・ 投資的経費は所要見込額とする。
- ・ その他臨時的経費は所要見込額とする
- ・ 新規事業は所要見込額とする。

※ただし、必要経費についてはよく精査すること。

※新規事業は、既存事業の中に含めるのではなく、科目登録をして要求すること。

■ その他留意事項

具体的な留意点等は、次の「令和5年度当初予算見積要領」のとおりですが、国・県等からの情報収集に努め、新しい情報についてはその都度財政係まで連絡してください。

なお、予算要求書の提出後、地方財政計画の状況等により、再度、要求の見直し等を求めることもあり得ますのでご留意ください。

令和5年度当初予算見積要領

1 令和5年度予算は「年間予算」として編成する。

原則、年度内に予定される全ての歳入と歳出を計上すること。

2 田布施町総合計画の推進等

- (1) 田布施町総合計画実施計画及び田布施町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合に留意するとともに、計画に計上した事業費については、再度、コスト縮減や有利な財源等を検討して要求すること。
- (2) 新規に予算化する場合は、経費内訳を整理（事業科目を分ける等）するとともに、関連する既存の事務事業の廃止についても必ず検討し、スクラップアンドビルドによる効果（住民サービス及び財源等）等について、説明できるようにして要求すること。
- (3) その他、防災・減災、子育て支援、地方創生、健康増進、雇用対策等、現下の課題について十分配慮して予算計上し、重点事業を選定すること。

3 その他

- (1) 決算等を精査し、実態と乖離した予算となっているものがあれば是正すること。
- (2) 他課に関連する事務事業については十分調整し、予算の重複計上等が生じないようにすること。
- (3) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を把握し、予算編成に反映させること。また、国や県の施策の中で、協働・連携すべき事業があるかどうかについても十分確認・検討すること。
- (4) 補助事業については、事業効果について慎重に検討した上で選択すること。単独事業については、安易に継続するのではなく、厳しく精査した上で、真に必要な事業を計上すること。
- (5) まちづくりの推進と財政健全化の両立を図るため、国・県補助金等について、確実な財源確保を図り、町債及び一般財源所要額の縮減に努めること。

歳入に関する事項

1. 町 税

歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意すること。また、課税客体的確な捕捉と収納対策の強化を図り、過年度分を含めた収納率の向上を図ること。

2. 使用料、手数料及び分担金、負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、周辺市町の状況等を踏まえ、料金、料率を再検討し、適正な設定に努めること。変更を必要とする場合は、見積書にその旨付記すること。

滞納繰越分については、社会的な公正を確保する観点から、厳正な対応を図るべきものであり、収納率の向上を図ること。

また、目的外使用料については、条例等に基づき適切に見積もること。

3. 国・県支出金

国・県支出金の削減の動向等には十分留意するとともに、原則、補助金等が廃止された事業について、安易に単独事業費に振替えしないようにすること (住民生活に多大な影響を及ぼすものについては早期に県担当部局等に制度継続を要望すること)。

補助事業であっても補助金以外は町の負担となるので事業の必要性や効果を慎重に検討すること。

4. 財産収入

遊休の財産については、将来の利活用等について十分検討し、不用と考えられるものについては適正な価格をもって売却することとし、歳入の確保を図ること。

5. 町債

起債の対象とする事業は企画財政課で決定するので、予算要求の入力は不要。

6. その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的に財源を確保するよう努めること。

歳出に関する事項

1. 報酬、職員人件費等

時間外勤務の見込みについては、見積書の余白又は別紙に業務内容の詳細、時間外勤務を要する理由を明記すること。なお、恒常的となっている時間外勤務については抜本的な改革が必要と考えられるため、改革案を検討し新年度予算ヒアリング時に示すこと。

委員会の回数は必要最小限とすること。

2. 建設事業費等

事業費の見積りに当たっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

3. 扶助費等

対象者及び所要経費の伸びを精査し、年間を通じた所要額を見込むこと。特に単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

4. 物件費等

補助事業に伴う事務費の計上については、単に消耗品費に充てるのではなく、燃料費や通信運搬費、使用料等が補助対象経費になる場合、最も効率的な要求を行うこと。

(1) 旅 費

- ・出張の必要性、人員等に十分配慮し、原則として鉄道使用で見積ること。
- ・電子メールの活用等により出張回数の通減が図れるよう、関係機関と協議すること。
- ・研修旅費は、必ず行先、目的等を詳細に記入すること（宿泊を要する一般職員の研修旅費があれば、添付の様式による研修計画書を提出すること）。
- ・負担金の中に旅費が含まれている場合は、別紙「負担金・補助金・交付金予算見積額一覧表」に内容を記入すること。

(2) 需用費

- ・消耗品費 一括購入により単価引き下げを図ることとしているため、別添一覧表の消耗品については予算要求しないようにすること（出先機関は除く）。
- ・燃料費 ガソリン 153 円、軽油 142 円、灯油 111 円、A重油 116 円（消費税別、単価改正がある場合は連絡します）。

- ・光熱水費 電気料や水道料は4年度実績見込みと今後の節減を踏まえて通年所要見込額を計上すること。ガスは施設ごとに定められた額（消費税は別）。

ただし、電力価格の高騰を考慮し、電気料については、4年度実績見込みの1.2倍を基本として計上すること。

なお、光熱水費について、現時点で使用量が増えている場合は、原因をよく把握すること。

- ・修繕料 施設や公共物の修繕については、緊急性、危険性の度合を考慮し、課内で検討した上、優先順位を付けておくこと。

(3) 委託料

- ・前年度契約実績の範囲内を基本として予算原案を作成すること。
- ・施設や設備の維持管理等の委託料については、業務内容や範囲等を見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

(4) 備品購入費

購入は必要最小限に止め、できるだけ現有備品を有効に活用すること。

5. 負担金補助及び交付金

(1) 負担金

近隣団体との整合を図ること。全県的な法令外負担金（各種団体負担金、会費等）は、原則として県市町会審査済のものに限られているので、確認のうえ、手続きがなされていないものは照会すること。

(2) 補助金

補助の目的、効果、対象団体等の活動状況や決算等を精査し、不適切な支出がある場合、前年度からの繰越金が町の補助金を上回っている場合や支出効果の乏しいもの等については、従来 of 慣例にこだわることなく、減額・廃止を検討すること。

特別会計・公営企業会計

特別会計・公営企業会計については、一般会計に準じて行うこととするが、各会計内での収支の均衡を図り、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。